

○振興指針の見直し方針（共通事項）（案）

第一 ○○業を取り巻く現状

第二 前期の振興計画の実施状況

表1 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

第三 ○○業の振興の目標に関する事項

- 一 事業者の直面する課題と地域社会から期待される役割
- 二 今後5年間における営業の振興の目標
 - 1 衛生問題への対応
 - 2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献
 - (1) 消費者ニーズの把握と創意工夫による経営展開
 - (2) 高齢者及び障害者等への配慮
 - (3) 訪日外国人旅行者への配慮 **（飲食業、旅館業、浴場業）**
 - (4) メニュー表示等の食品表示に関する対応 **（飲食業）**
 - (5) 省エネルギーへの対応 **（販売業を除く）**
 - (6) 受動喫煙防止対策への対応 **（販売業を除く）**
 - 3 税制及び融資の支援措置

事業者

第四 ○○業の振興の目標を達成するために必要な事項

- 一 事業者の取組
- 二 事業者に対する支援に関する事項
 - 1 組合及び連合会による事業者の支援
 - (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項
 - (2) 店舗及び設備並びにサービスの改善に関する事項
 - (3) 消費者利益の増進及び商品の提供方法に関する事項
 - (4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項
 - (5) 経営課題に即した相談支援に関する事項 **【新規】**
 - (6) 事業者及び従業員の技能の向上に関する事項
 - (7) 事業の共同化及び協業化に関する事項
 - (8) 仕入れ方法の工夫及び取引関係の改善に関する事項
 - (9) 従業員等の福祉の充実に関する事項
 - (10) 事業の承継及び後継者支援に関する事項
 - 2 行政施策及び政策金融による事業者の支援及び消費者の信頼の向上

振興計画事項

組合・連合会

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

振興計画事項

- 一 食育、食の安全への関心の高まり及び健康志向等への対応
(飲食業)、販売業(食肉・食鳥肉) (旅館業→食育を除く)
(浴場業→「浴育」とする)
- 二 サービス産業の活性化及び生産性向上への対応 (平成27年度改正より)
- 三 少子高齢化社会等への対応
- 四 地域との共生(地域コミュニティの再生及び強化(商店街の活性化))
- 五 環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用の推進
(※食品関連事業者)
- 六 禁煙等に関する事項 (販売業を除く)
- 七 災害への対応と節電行動の徹底 【災害全般への対応へ】
- 八 最低賃金の引上げに向けた対応(生産性向上を除く) 【新規】

- 1 営業者に期待される役割
- 2 組合及び連合会に期待される役割
- 3 国及び都道府県(必要に応じて記載)
- 4 日本公庫に期待される役割

※ 食品関連事業者とは、生衛業では飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、旅館業が該当、

○今後の振興指針の見直し予定

28年度

飲食店営業
(一般飲食)
(中華)
(料理)
(社交業)
(喫茶)

29年度

食鳥肉販売業

30年度

理容業

美容業

クリーニング業

飲食店営業
(すし店)

興行場営業

31年度

飲食店営業
(めん類)

旅館業

浴場業

32年度

食肉販売業

冰雪販売業